

区内中小企業の皆様へ

目黒区中小企業者向け専門家活用支援事業助成金

区内中小企業者が、将来の事業再興に向けた実施計画・BCP（事業継続計画）策定等のほか、各種補助金等の申請に当たり専門家から又は知的財産の保護・活用等に当たり弁理士から支援を受けた際に、その費用の一部を助成します。

提出期限

令和9年1月29日（金）まで（消印有効）

助成対象者 次の要件をすべて満たす中小企業基本法に規定する中小企業者

- ①【法人】区内に本店登記があり、区内に主たる事業所を有していること。
【個人】区内に事業所（営業の本拠）があり、区内に住所を有していること。
- ②大企業が実質的に経営に参画していないこと。
- ③【法人】法人事業税及び法人都民税を滞納していないこと。
【個人】個人事業税及び住民税を滞納していないこと。
- ④過去において、当事業の助成金を受けていないこと。
- ⑤現に事業を継続していること。
- ⑥目黒区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者が経営に関与していないこと。
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業等を営む事業者でないこと。
- ⑧その他区長が助成金を交付することが適当でないと認める事業者でないこと。

助成金対象経費

次の①～③のいずれかについて、専門家（公認会計士、司法書士、行政書士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、弁理士）の支援を受けた費用のうち、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払いが完了するもの。

- ①将来の事業再興に向けた事業計画やBCP（事業継続計画）策定等に当たって専門家の支援を受けた際の費用
- ②各種補助金・給付金等の申請に当たって専門家の支援を受けた際の費用
- ③知的財産の保護・活用等に当たって弁理士の支援を受けた際の費用

助成金額

1 事業者上限10万円（助成率8/10）※千円未満の額は切捨て。

申請及び 問合せ先

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター1階
目黒区産業経済部産業経済・消費生活課 中小企業振興係
電話 03-3711-1134（直通）
<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shigoto/enjo/senmonkakatuyou.html>



助成対象外経費

- ① 他の事業に要した経費と明確に区分できない経費
- ② 継続的な顧問契約料
- ③ 源泉徴収税、消費税
- ④ 間接経費（振込手数料・収入印紙代・旅費・送料等）
- ⑤ 申請する事業者と異なる名義のクレジットカードや電子マネー等で支払われたもの。
- ⑥ クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイントで支払われたもの
- ⑦ 国、都、区市町村等による他の制度により助成を受けているもの。
- ⑧ 社会通念上、助成が適当でないもの。
- ⑨ その他区長が不適当と認めるもの。

【申請に関して】

【申請時】

〈提出書類〉

- ① 目黒区中小企業者向け専門家活用支援事業申請書
- ② 専門家から受領した見積書等（コピー可）
- ③ （法人）履歴事項全部証明書（コピー可）
（個人）開業届の写し及び住民票（コピー可）
※履歴事項全部証明書及び住民票は申込日より3か月以内に発行のもの。
- ④ （法人）法人事業税納税証明書及び法人都民税納税証明書（コピー可）
（個人）個人事業税納税証明書及び住民税納税証明書（コピー可）
- ⑤ その他区長が必要と認める資料

審査結果通知書、送付

【事業完了】

〈提出書類〉

- ① 目黒区中小企業者向け専門家活用支援事業完了届
 - ② 目黒区中小企業者向け専門家活用支援事業助成金請求書
 - ③ 専門家から受領した領収書（コピー可）
 - ④ 下記ア～ウのいずれか（コピー可）
ア 専門家が作成した実施計画書又は BCP 策定等の成果物
イ 申請した補助金・給付金等の支給決定通知書等
ウ 弁理士が作成した知的財産の保護・活用等に関する実施報告書等
 - ⑤ その他区長が必要と認める資料
- ※①と②の用紙は審査結果通知書と一緒に郵送します。